

令和4年12月23日

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校長

令和5年度東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校昼食用弁当販売に係る事業者の公募について

平素より、職業能力開発行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。
当校では、生徒等の昼食に係る利便性向上を図るため、昼食用弁当販売事業者の公募を行います。
販売を希望される方は提出期限までに必要書類をご提出いただきますよう、お願いいたします。

記

1 販売内容

(1) 概要

東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校（以下「校」という。）の生徒等の昼食に係る利便性向上を図るため、昼食用弁当販売事業者の公募を行う。

(2) 販売期間

令和5年4月5日から令和6年3月25日まで

原則として、祝日を除く月曜日から金曜日

夏季休業（約2週間）、冬季休業（約10日間）、入校選考日、その他月1、2回程度の午後休校日は除く。

※月末に翌月の休校日を連絡する。

(3) 販売場所及び販売時間

本館一階変電室前廊下

別紙①参照（テーブル2台、1台の大きさは、たて45cm×よこ180cm×高さ70cm）

原則として、12時15分から13時15分の昼休み時間に行う。

(4) 支払方法

弁当購入者本人が弁当と引き換えに現金を支払う。（校では現金の取りまとめを行わない。）

(5) 生徒数（定員170名）

1年コース：110名（4月入校）

6か月コース：各60名（4月・10月入校）

弁当の購入は希望する生徒のみ（例年実績1日10食前後）

(6) 弁当の調理

弁当は販売当日に調製すること。

(7) 弁当の配送

上記指定場所、指定時間までに（安全衛生管理のためできるだけ専用の保冷库等で）配送すること

(8) 容器等の回収

食後の容器（使い捨てのものを含む）及び割箸や残菜等のごみは、上記指定の場所から当日中に回収すること。

2 応募条件

- (1) 必要な許可を受け、引き続き3年以上、東京都又は近隣県で弁当販売を行った実績を有し、現在も誠実に業務を行っていること。
- (2) 東京都又は近隣県に本社または調理施設を有し、安全・衛生管理の行き届いた調理施設で調理することができ、かつ、概ね30分以内に校に弁当の配送ができること。
- (3) 調理従事者として調理師を配置し、食品衛生責任者による定期的な安全・衛生管理の研修、調理従事者等の健康診断（年1回以上）、検便（月1回以上）の実施、調理施設の安全・衛生等の徹底がなされていること。
- (4) 過去3年以内に食中毒などの事故を起こしたことがないこと。（ただし、事故後の対応が適切になされている場合を除く。）
- (5) 販売期間を通じて弁当販売を行えること。

3 提出書類

- (1) 申込書（赤羽校弁当販売）（別添②参照）
- (2) 価格・販売方法等記入書（別添③参照）
- (3) 会社案内（事業案内） ※なければ提出不要
- (4) 献立表
- (5) 食品衛生法上の営業許可書の写し ※本事業に必要な許可書の写し

4 提出方法・期限

郵送又は持参

令和5年1月20日（金曜日）17時まで必着

5 採用事業者決定

応募者の採否は令和5年2月末までに連絡予定

採用事業者は、庁内での販売許可の手続きが必要となるため別途ご案内予定（食品衛生監視票等の提出が必要）

6 提出及び問い合わせ先

中央・城北職業能力開発センター赤羽校 庶務担当：坂本

〒115-0056 東京都北区西が丘3-7-8 TEL03-3909-8333